

法教育推進協議会（第 26 回）

『国語科における法教育～模擬裁判を中心に～』

報告 札埜 和男

（京都教育大学附属高等学校国語科教諭）

（1）今までの実践例（「国語科における法教育」）

- ① 裁判傍聴（ゲスト講師：弁護士・裁判官）
- ② 模擬裁判（ゲスト講師：法曹三者・さまざまな社会人）*2002年より実施
- ③ 司法書士とのコラボ授業「契約の文章」
- ④ 裁判員裁判判決文授業（ゲスト講師：法曹三者）
- ⑤ 社会保険労務士とのコラボ授業「労働条件契約書」
- ⑥ 弁護士と読み解く麒麟・田村の『ホームレス中学生』
- ⑦ 法律学研究者による「桃太郎」のもう1つの読み方
- ⑧ ルールづくり
- ⑨ 国語科における憲法授業（ゲスト講師：留学生・司法書士）
- ⑩ マニフェスト授業（ゲスト講師：弁護士）
- ⑪ ディベート授業（安楽死殺人・援助交際・少年凶悪犯罪・死刑制度）
- ⑫ 漢文でのディベート授業（刃物による殺傷事件）
- ⑬ 文学作品での発展授業（古典や芥川龍之介『羅生門』からの発展授業）
- （⑭古典落語を利用した法教育・・・構想中）

（2）「模擬裁判授業」について

（I）3つの型

- ・シナリオ即興型「シナリオそのままに行う」（1時間～2時間） **A**
- ・シナリオ改変型「シナリオを書き換えて行う」（2週間～1か月） **B**
- ・シナリオ創作型「ゼロからシナリオを創り上げる」（3か月～） **C**

cf 高校生模擬裁判選手権（日本弁護士連合会主催 2007年より実施。今年で5回目）

（II）これまでの模擬裁判の実践

2002年～2007年3月 京都府立八幡高校 2007年4月～2011年10月現在 京都教育大学附属高校
計 40回 A 11回 B 22回 C 7回

年度	型	対象	科目等
2002	B	高校3年	表現演習
2003	B	高校3年	国語Ⅱ・現代文
2004	A	中学3年	オープンスクール体験授業
	B	高校3年	国語表現
	B	高校3年	国語Ⅱ
	B	高校3年	教育研究集会

2005	A	中学 3 年	オープンスクール体験授業
	B	高校 3 年	国語表現
	B	高校 1 年～3 年 模擬裁判 OB 有志	市民向け模擬裁判
2006	A	高校 1 年	国語総合
	B	高校 1 年	国語総合
	B	高校 3 年	国語表現
	B	高校 3 年	国語Ⅱ
	B	高校 1 年～3 年 模擬裁判 OB 有志	市民向け模擬裁判
2007	A	定時制高校	京都高校生春季討論集会体験授業
	A	高校 3 年	現代文
	A	高校 3 年	現代文
	A	高校 3 年	現代文
	A	社会人	ライオンズクラブ所属メンバー
	B	高校 3 年	国語表現
	C	高校 2 年有志	第 1 回高校生模擬裁判選手権関西大会（優勝）
2008	B	高校 1・2 年有志	第 2 回模擬裁判選手権出場候補者選考会
	C	高校 1・2 年有志	第 2 回高校生模擬裁判選手権関西大会（優勝）
	C	高校 1・2 年有志	高校生模擬裁判選手権東西対抗決戦（優勝・日本一）
	B	高校 1・2 年有志	京都教育大学附属桃山中学校出張授業
	A	高校教員	千葉県公立高校教職員
2009	B	高校 1・2 年有志	第 3 回模擬裁判選手権出場候補者選考会
	B	高校 1・2 年有志	第 3 回模擬裁判選手権出場候補者適性検査
	C	高校 1・2 年有志	第 3 回高校生模擬裁判選手権関西大会（優勝）
	A	高校 1 年	現代文
	B	高校 1 年	現代文
	A	社会人	コミュニケーションスキルアップセミナー
2010	B	高校 1・2 年有志	第 4 回模擬裁判選手権出場候補者選考会
	B	高校 1・2 年有志	第 4 回模擬裁判選手権出場候補者適性検査
	C	高校 1・2 年有志	第 4 回高校生模擬裁判選手権関西大会（優勝）
	C	高校 1・2 年有志	高校生模擬裁判選手権関西・四国優勝校対抗戦（優勝）
	B	高校 1 年有志	龍谷大学との共同プロジェクト（日本私立学校振興・共催事業 団学術研究振興資金助成「裁判員裁判の時代における刑事司法教育～すべての市民のための法情報教育をめざして～」研究代表：龍谷大学法科大学 院教授・福島至）
2011	B	高校 1・2 年有志	第 5 回模擬裁判選手権出場候補者選考会
	B	高校 1・2 年有志	第 5 回模擬裁判選手権出場候補者適性検査
	C	高校 1・2 年有志	第 5 回高校生模擬裁判選手権関西大会（優勝）

(Ⅲ) 模擬裁判「教材としての 20 の魅力」

- ①「本物」の持つ魅力（職業人・法廷・街）に触れ、「社会」から学ぶ「社会」とつながる（公開授業に来る人々・職業人・法の世界）。
- ② **学校知に支配されない** 大人の世界（職業観・人間観・世界観）に触れる。
- ③ プロの論理力・表現力から学ぶ（話す順序・多様な筋道・視点をずらすこと・ことばと身体的一致・論理を生かす表現力・演劇的要素）
- ④ 授業中に正々堂々と本気で喧嘩できる（許された公認の喧嘩）。本気になるから気まずくなる。本気で喧嘩の土俵に上がらざるを得ない仕組みができています。
- ⑤ 普通の「笠」を被った人間関係を壊すくらい、「模擬」という「笠」を被りながら普段と異なる人間関係を結んでいく。
- ⑥ 交渉の方法を学ぶ（どこで手を打つか）。
- ⑦ 「聴かざるを得ない」しゅみがある。さまざまな主張に耳を傾ける。
- ⑧ 「法廷で語ったことばは全て証拠となる」ゆえ、ことばに敏感にならざるを得ない。情報処理・活用を含めた総合的なことばの運用力が養える。
- ⑨ どの世界に進んでも必要とされる「実証」（検証）する力が求められる。「なんとなく」を許さない。
- ⑩ 二者対決のディベートとは異なり、折り合いをつける必要がある。
- ⑪ 「他者」を演じることで「他者」の人生を生き、自己に「他者」を取り入れながら「他者」に自己を投影していく作業を通じて、人間（他者・自己・周囲の人間）が見えてくる。**人間への洞察力**を養える。
- ⑫ 自治のしゅみを学ぶ（自分たちのことは自分たちで決める）。
- ⑬ 教師が解答を握る「ここまでおいで」型ではなく、生徒とともに考える「どうしたらええやろ」型になる。
- ⑭ 法廷通じて見えてきた矛盾をどうすべきか考える「社会」づくりにつながる。
- ⑮ 自分の存在をかけて擬似的ながらもリアルなさまざまな状況の中で判断を下さねばならないので**真正の判断力**が養われる。
- ⑯ 論理と情が求められる。**ことばに「命」を吹き込む営み**になる。
- ⑰ 人間へのまなざしを持った科学的思考が養える（科学の根本には、人間や社会への深い理解を伴った人類の幸福を追求する思想が必要）。
- ⑱ 社会への「意見表明」としての場である。
- ⑲ 大人（職業人）への理解が深まる。
- ⑳ **資料の向こう側を読む「社会的想像力」**が問われる。

(Ⅳ) 生徒の感想

a 「皆さんは本物の手錠につながれた人間を見たことがありますか？僕は今、八幡高校の国語の授業で、模擬裁判の授業に取り組んでいます。（中略）その授業をはじめる前に、実際の裁判を傍聴しに、先日、大阪地方裁判所に行きました。そこで僕は殺人犯が裁かれている法廷を傍聴したのですが、実際に悪いことをしたといえ、手錠をかけられ腰縄でつながれて警備の人に連れられ、法廷のドアの向こうに去っていった姿に衝撃を受けました。もちろん、被告人の姿も印象に残ったのですが、もっと印象に残ったのが、傍聴に来ている人たちの「目」でした。被害者の家族なのでしょうか、すさまじい「目」で見ている人、被告人の関係者なのでしょうか、涙ぐんでみている人、僕のような単なる傍聴人なのでしょうか、冷静な「目」で見ている人、同じ法廷を見つめる「目」にもいろんな「目」がありました。

つい最近の授業では現役の検事さんと弁護士さんが講師として教室に来て下さいました。お二人の話を聴いて

思ったのは、随分立場が変われば考え方も違うなあということです。検事さんは一番印象に残ったエピソードとして、身内を殺された遺族の方からの手紙を採り上げられ、殺された時は生きる希望を失ってしまったけれど被告人が無期懲役になったことでまた生きる希望が湧いてきたという遺族の方の話をされました。それに対して弁護士さんの方は、路上強盗をした若者の弁護を引き受けた経験を話され、どんな悪い奴でも彼らなりの言い分がある、そいつの話を全く聴いてやる人間もいないまま、一方的に判決を下されてもその人間は納得しない、被告人の言い分に耳を傾けるのが弁護士の役割だということを強調されていました。

今、授業で取り組んでいるシナリオは、大木という男が自分を振った別れた彼女を殺したかどうか、を争う内容なんです。クラスのみなどと議論していて一番面白いのは、僕は弁護士役なのですが、自分の考えていることとクラス一人ひとりの考えていることや見方が違うということなんです。「好きだったら殺せるわけがない」という意見もあれば、その逆もあって本当に面白い。十人いれば見え方は十通りあります。正解が一つではないし、そのいろんな意見を聴いた上で自分の意見を導き出すことが面白いです。裁判傍聴から始まった授業の流れの中で、僕の中で、考えが変わったことが一つあります。僕はこれまで悪いことをした人は百パーセントとにかく悪い、という感覚でした。けれど二学期にやった芥川龍之介の『羅生門』に出てくる老婆の論理「仕方なくする悪は許される」ではないですが、現実には「仕方なくする悪」もあるんだなあと感じるようになりました。悪いことをしたこと自体は確かに悪いんですが、その「悪いこと」には裏側、というか「背景」や「理由」が必ずある。僕は実際裁判の傍聴で家族のために身を汚した被告人を見ました。被告人なりに必死だったんだ、とも思うし、被害者となった家族もどんなに辛いだろうとも思いました。両方の側の人間の哀しさが見えて来ました。つまり表面に見えないものを見ようとするのがとても大切なんだと考えるようになりました。

ところで、僕は常日頃、流されている人間が多いなということをよく感じます。みなさん、最近「一発屋」といわれる芸能人が多いと思いませんか？「なんでだろう」の「テツ&トモ」、「なんとか斬り」の「ギター侍」などいろいろ挙げられます。一発屋が増えたと思われる理由について、僕は、流される人が多いからではないかと考えています。つまり本当はその芸人に実力なんてないのに、その辺のところをよく見極めないで、周囲が面白いというから自分も面白がってみる人が多いからだと考えてのです。昨年『世界の中心で愛を叫ぶ』という小説が映画になったりテレビになったりして大ヒットしましたが、僕はなぜこの作品がそんなに売れたのか今もよくわからないんです。皆さん、よく考えてみてください、『世界の中心で愛を叫ぶ』のストーリーは大変単純なものですよ。なんであんな単純なストーリーの作品があんなに売れたんでしょう？「一発屋」の背景と同様に、それこそみんな周囲に流されている証拠だと思うのです。僕は今の若者というより、今の日本には、あまりにも周りに流される人間が多すぎるのではないかと考えています。

だからこそ、僕が模擬裁判の授業を通じて考えたことは重要なことだと思うのです。いろいろな立場や考え方やものの見方を広く知る、見えないものを見ていく、そうした上で自分なりの意見を作っていく、一つの判断を下していく、その繰り返しで自分の頭で考えられる人間、周囲に流されない人間、自立した人間を作っていくのではないのでしょうか。今日本の社会に求められているのは、流されない自分の考えを作っていくというその地道な営みだと、私は主張します。

- b 「ケーキ屋さんの話ってどんなふうに参考になるかな？と思ったんですが、販売員のサンタの服に血がついていたら匂いでわかるはずなど、私たちでは思いつかないことをいろいろ教えてもらいました」
- c 「私にとってこの事件の被害者、被告人は誰でも良かった。被害者はこの後怪我をってしまったせいで職を失い、どうやって妻を養っていくのか、被告人はこのような事件を起こしてしまいこれからその家族はどうやって生きていくのか、そんなことは1つも考えられず、ただ紙面の上でのっぺらぼうがのっぺらぼうに撃たれ、殺意はあったのかなかったのか考えてしまっていた。これではいくら『思考力』や『表現力』が身についたとしても

模擬裁判をした意味はない。 どうしてこの人はこんなことを言ったのか、もしくはやったのか。そしてこの後どうすれば被告人は罪を償い、被害者は救われるのか。そのようなことを考え合わせて、適切な罰を与えるためにはどのような訴訟活動を行えばいいのか、考えることこそが真の裁判だと私は気づいた」

d 「ほんまは絶対に有罪にしたろって思ってたんですけど、いざとなったら評議でみんな無罪って言うし、ここで有罪といったらものすごい私が冷たい人間みたいやん・・・とか思ったり・・・本当に意見はなかなか言いづらいものですね。 **やっぱり裁判員制度はアカンと思います。絶対アカンと思いました**」

e 「・・・先生はこの（公開）模擬裁判は大人への問題提起であるとおっしゃった。だけど私は自分自身にも問うたつもりだ。正しい判断を下せるか、正しさとは何か。模擬裁判をする前より今のほうが答えになり得るものが増えて、まだ上手にまとめられない。だから、私は敢えて、 **疑心暗鬼である裁判員制度のもとで、裁判員として選ばれてみたい。**」そこで何かを得られるだろうか」

（参考：これまでの模擬裁判にまつわる関連発表論文等）

- ① 『『表現演習』における<模擬裁判>の取り組み』全国高校生活指導研究協議会編『高校生活指導』第157号夏季号（青木書店）2003年6月24～30頁
- ② 『『表現演習』における<模擬裁判>の実践～模擬裁判は日本を救う～』全国高校生活指導研究協議会編『高生研第41回全国大会紀要』2003年8月 85～99頁
- ③ 「模擬裁判の実践～人間が見えてくる魅力」京都府立高等学校国語科研究会『研究会誌』No.14 2004年3月 1～18頁
- ④ 「授業を創る 『本物』から社会を学ぶ模擬裁判」時事通信社「内外教育」5636号 2006年3月 20頁
- ⑤ 「国語科における法教育―第1回高校生模擬裁判選手権を事例として―」京都教育大学附属高等学校『研究紀要』第81号 2008年3月13～31頁
- ⑥ 「私の視点 法教育 国語の授業で模擬裁判」『朝日新聞』（2008年11月12日朝刊）
- ⑦ 「『国語』の視座から取り組む法教育」教育開発研究所『教職研修』12月号「第2特集法教育にどう取り組むか―裁判員制度に対応して」105～107頁
- ⑧ 「公開授業『高校生が裁判の“判決文”に通信簿』～裁判官・検察官・弁護士をゲストに招いて～」学事出版『月刊ホームルーム』2010年7月号 54～59頁
- ⑨ 「『判決文』授業を通じて考える専門家と市民のことばの関係性～国語科における法言語教育の試みより～」法と言語学会編『法と言語学会 第二回年次大会プログラム』2010年12月 4頁
- ⑩ 第1回法教育懸賞論文優秀論文賞「国語科における法教育～生徒に興味を持たせる授業実践」法務省（法教育推進協議会）☆
- ⑪ 「14. 法言語教育―国語」分担執筆『法と言語』（くろしお出版）2012年3月出版予定